

高知市教育旅行誘致支援事業 助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、高知県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校(以下「学校」という。)が、高知市内での宿泊を伴う教育旅行を取り扱う旅行会社に対して、当該教育旅行の経費の一部に対して助成金を交付することに必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす高知市への「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」を実施する旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の交付の対象としない。

(助成要件)

第3条 以下の要件を満たし、事前に(公社)高知市観光協会(以下「協会」という。)会長に助成金を申請し、協会会長(以下「会長」という。)が承認した教育旅行を対象とする。

- (1) 高知県外の学校が、学校行事として行う教育旅行であること。なお、複数の学校が合同にて行事を実施する場合、その行事を1団体の旅行として扱う。
- (2) 毎年度3月末日までの間(宿泊日基準)に、高知市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (3) 健康状態の確認を旅行者全員に実施し、緊急連絡体制を整えていること。

(助成金額及び助成限度額)

第4条 助成金額は、承認した教育旅行を実施する旅行会社に対し、生徒一人につき1,000円を助成する。ただし、100,000円を上限とする。

2 助成金は予算の範囲内とする。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、旅行出発日の10日前までに助成金交付申請書(別記様式第1号)及び関係書類を会長に持参又は郵送により提出するものとする。申請書は協会が受領した日を基準日とする。

提出書類 ※修正テープ、修正液等で訂正したものは認められません。

- 助成金交付申請書(別記様式第1号)
- 旅行行程表
- 学校に提出した各項目記載の見積明細書(写)、宿泊施設等が発行した予約請書又は予約確認書(写)のうちいずれか一つ
- 学校の概要がわかるもの

(助成の決定)

第6条 会長は、申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に対し通知を行う。

(事業の変更・廃止)

第7条 申請者は、助成事業において助成申請額の増額、30%以上の減額及び日程を変更する場合又は事業を廃止する場合には、速やかに変更・廃止承認申請書(別記様式第2号)を提出し、会長の承認を受けるものとする。

2 災害や感染症拡大など、申請者の都合によらない事業変更に伴う費用については助成対象とする。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了後速やかに実績報告書(別記様式第3号)及び請求書(別記様式第4号)を会長に郵送等により提出しなければならない。

提出書類 ※所定欄に捺印がないものや修正テープ、修正液等で訂正したものは認められません。

- 実績報告書(別記様式第3号)
- 請求書(別記様式第4号)
- 宿泊領収書の写し又は宿泊施設が発行する証明書
- 最終の旅行行程表
- アンケート

(助成金の交付)

第9条 会長は前条の実績報告が適切と認められたとき、助成金の額を確定し助成金を交付する。

(交付の取消)

第10条 助成金の交付決定後若しくは確定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は原則として当該交付決定を取り消すことができる。

- 2 助成金が既に交付されているときは、その返還を求めるものとする。
- 3 当該事実が判明した時点から助成金の申請を受け付けないものとする。

(関係書類の整備)

第11条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保存するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は令和2年8月14日から施行し、令和2年6月19日から適用する。

附則 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和3年11月29日から施行する。

附則 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和7年4月1日から施行する。